

長野県南信工科短期大学校就学助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、辰野町のものづくり産業の技術者を志し長野県南信工科短期大学校に就学する者に長野県南信工科短期大学校就学助成金（以下「助成金」という。）を支給し、ものづくり産業の担い手となる有能な人材を育成することを目的に、予算の範囲内で補助金を交付することについて、辰野町補助金等交付規則(昭和54年辰野町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(受給要件)

第2条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町内に住所を有し、長野県南信工科短期大学校に在学している者とする。

(助成金額)

第3条 助成金の額は、月額10,000円とする。

(申請及び決定)

第4条 申請者は、長野県南信工科短期大学校就学助成金受給申請書(様式第1号。以下「受給申請書」という。)を町長に提出しなければならない。なお、申請は、年度ごととする。

2 町長は、前項の規定により提出された受給申請書の内容を審査し、審査結果を長野県南信工科短期大学校就学助成金交付決定(不承認)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第5条 前条第2項の規定により交付決定を受けた者は、6月、9月、12月及び3月の月末までに、それぞれ3月分の助成金を請求するものとする。

2 助成金の請求は、長野県南信工科短期大学校就学助成金請求書(様式第3号)に在学証明書を添付して提出するものとする。

(変更の報告)

第6条 助成金の交付決定を受けている者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに長野県南信工科短期大学校就学助成金変更報告書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 在学中であるが、休学又は停学のため就学していないとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 復学したとき。
- (4) 町内での住所又は氏名の変更があったとき。
- (5) 町外に転出したとき。

(交付決定の取り消し等)

第7条 町長は、受給者の申請内容に虚偽の記載があったときは、当該助成金の交付決定を取り消し、給付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

2 町長は、受給者が前条第1号、第2号又は第5号に該当したときは、助成金の支給を停止する。

3 前項の事由発生日が月の中途であるときは、その日の属する月までの助成金を交付する。

4 月の途中で復学したときは、その日が属する復学した月から助成金を交付する。

(努力義務)

第8条 助成金の支給を受けた者は、長野県南信工科短期大学卒業後、町内に在住し、町内企業に勤務するなど、辰野町のものづくり産業の振興に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。